

情報公開・個人情報保護担当者配置要綱

(趣旨)

第1条 情報公開及び個人情報の取扱いについて、適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、各課(課相当を含む。以下同じ。)に情報公開・個人情報保護担当者(以下「担当者」という。)を配置する。

(定義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市政情報室等 市政情報室及び各区の区振興課
- (2) 請求書等 公文書公開請求書、公文書任意的公開申出書及び保有個人情報開示請求書をいう。
- (3) 決定通知書等 別表の通知書名の欄に記載された各通知書

(役割)

第3条 担当者は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市政情報室等から送達される請求書等の收受に関すること。
- (2) 課内における決定通知書等の作成に関すること。
- (3) 市政情報室や各区等の市政情報コーナーへの情報提供に関すること。
- (4) 市政情報室等との連絡調整に関すること。
- (5) 浜松市情報公開条例(平成13年浜松市条例第32号)に基づく審査請求又は浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)に基づく審査請求の対応に関すること。

(配置)

第4条 担当者は、所属長が選任する主任以上の職にある者をもって充て、各課に1人置く。

(任期)

第5条 担当者の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

	様式	通知書名	関連条文
情報公開条例施行規則	第2号様式	公文書公開決定通知書	第3条
	第3号様式	公文書部分公開決定通知書	第3条
	第4号様式	公文書非公開決定通知書	第3条
	第5号様式	公開決定等期間延長通知書	第4条
	第6号様式	公開決定等期間特例延長通知書	第4条
	第7号様式	事案移送通知書	第5条
	第8号様式	意見照会書	第6条
	第9号様式	公開を決定した旨の通知書	第6条
	第10号様式	委員会諮問通知書	第10条
	個人情報保護条例施行規則	第2号様式	保有個人情報開示決定通知書
第3号様式		保有個人情報部分開示決定通知書	第8条
第3号様式の2		保有個人情報開示決定通知書	第8条
第3号様式の3		保有個人情報部分開示決定通知書	第8条
第4号様式		保有個人情報不開示決定通知書	第8条
第5号様式		保有個人情報開示決定等期間延長通知書	第8条
第6号様式		保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書	第8条
第7号様式		事案移送通知書	第9条
第8号様式		意見照会書	第10条
第9号様式		開示決定をした旨の通知書	第10条
第10号様式		保有個人情報訂正請求書	第14条
第10号様式の2		保有個人情報訂正請求書	第14条
第11号様式		保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書	第15条
第12号様式		保有個人情報訂正決定等期間延長通知書	第15条
第13号様式		保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書	第15条
第14号様式		訂正実施通知書	第15条
第16号様式		保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書	第17条
第17号様式		保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書	第17条
第18号様式		保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書	第17条
第19号様式		委員会諮問通知書	第18条
	第1号様式	補正命令書	第7条
	第2号様式	公文書公開却下通知書	第9条
	第8号様式	公文書任意的公開通知書	第21条